

2023年5月8日

明海大学歯学部

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応について

政府の新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、「第5類感染症」に移行したことに伴い、今後の対応は以下のとおりとします。

(1) 本人が新型コロナウイルスに感染した場合

登校を停止、学年主任、クラス主任に連絡し、医療機関を受診のうえ、医師の診断に従ってください。

次の①、②いずれの条件も満たすことが登校再開の条件となります。

- ①発症後（診断確定後）少なくとも **5日**が経過し、症状が改善されていること。
- ②解熱し、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して、24時間が経過していること（注）。

（注）解熱剤を含む薬剤を服用していないこと

ただし、登校再開後も **10日間**が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクの着用検温など健康状態の確認、高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けるなど不要不急の外出は避けること。

なお、新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、**診断書等添付のうえ、公欠届を提出**してください。

(2) あなたの同居者がPCR検査で陽性となった場合等、従来の“濃厚接触者”と考えられる場合

“濃厚接触者”としての特定や行動制限は原則なくなるため、**体調に変化がなければ登校可**となります。

その場合、同居者が新型コロナウイルスに感染した場合には、マスクの着用や、こまめな手洗い等基本的な感染対策を行った上でご自身の体調に注意してください。

ただし、**臨床実習中の学生（5年生）**についてはこのケースに該当する場合、学年主任、クラス主任に状況を報告し、以後出される指示に従ってください。

(3) その他の体調不良の場合

無理して登校せず、学年主任、クラス主任に状況を連絡し、医療機関を受診のうえ、医師の診断に従ってください。なお、課外活動の参加も控えてください。欠席する場合は、学生便覧 P19-20「授業の出席・欠席」をよく確認し、手続を行なってください。不明な点があれば学事課で確認してください。

以上